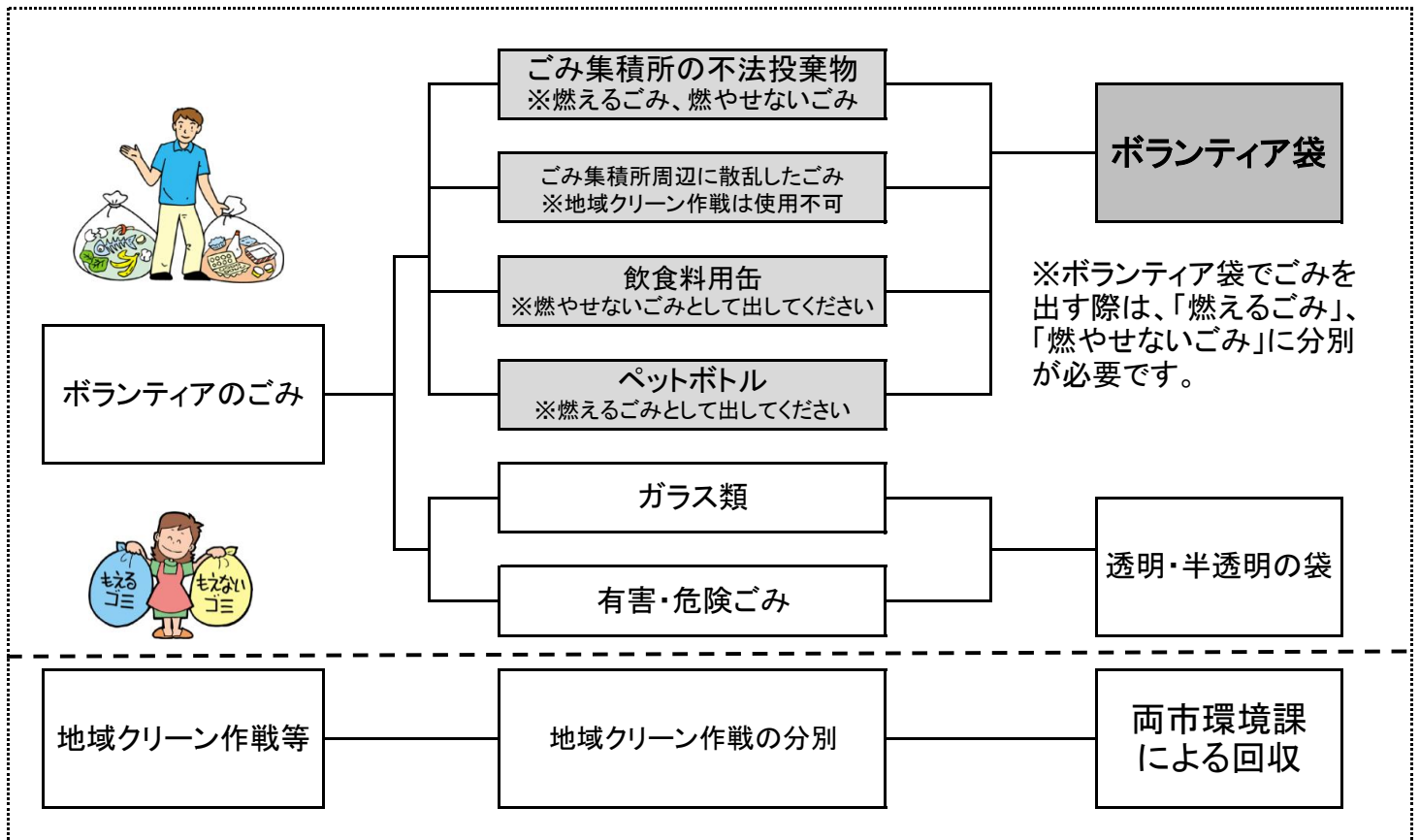


ボランティア袋の利用について

令和7年2月20日

— 交付基準 —

蓮田市、白岡市において、『ごみ集積所に不法投棄されたごみ』や『ごみ集積所周辺に散乱したごみ』を地域のごみ集積所を使って、排出する際に使用する指定袋として、ボランティア袋を交付します。



※注意事項

- 1 多量となるときは、少量ずつ分けて出してください。また、袋に対し少量の時は、一時保管を行い、袋の有効活用を図ってください。
- 2 ごみは、『燃えるごみ』『燃やせないごみ』に分類のうえ、袋の指定箇所にマークをし、それぞれの収集日に出してください。
※袋には、『金属類』と書かれていますが、『燃やせないごみ』として使用してください。
- 3 袋からごみが出ないように綴じてください。
- 4 飲食料用の缶については、資源物となりますので、『飲食料用缶』の収集日に透明・半透明袋で出してください。ただし、汚れ・さび等のひどいものは、『燃やせないごみ』の日にボランティア袋に入れて出してください。
- 5 ごみ集積所に不法投棄された『ペットボトル』は、『燃えるごみ』として、ボランティア袋に入れて出してください
- 6 ごみ集積所に不法投棄された『飲食料用缶』は『燃やせないごみ』として、ボランティア袋に入れて出してください。
- 7 『ガラス』『有害・危険ごみ』については、その品目の収集日に透明・半透明袋で出してください。
- 8 道路上の不法投棄物には使用できません。

問い合わせ 〒349-0204 白岡市篠津1279-5
蓮田白岡衛生組合(蓮田白岡環境センター)
TEL 048-766-3738(蓮田局) TEL 0480-92-8839(白岡局)
ホームページアドレス <http://www.hs-eiseikumiai.org>

(10枚入り)